# 令和7年2月定例会

予算決算委員会資料(都市整備部)

#### バス回転地整備事業について

#### 1 事業目的

将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの実現に向け、乗換拠点などの環境整備を行い、バス路線網の再編および利便性向上に資する取組を進めている。この取組の一環として、運行効率が低下している大住・みなみ野団地線について、バス回転地およびバス停設置による運行効率の向上、バス停空白地帯の解消などの利便性向上を目的として事業を実施するものである。

#### 2 大住・みなみ野団地線の概要と課題

当該路線は、秋田駅西口からイオン秋田中央店、大住団地を経由し牛島周辺を結ぶ需要の高い路線であり、地域にとって重要な交通手段となっている。

しかし、近年は路線が短縮となったほか、運行効率の低下により発着便数が 大幅に減少し、現状のままでは安定的な路線維持が困難な状況にある。

発着便数(上下線計)

平成30年 平日27便 土日祝18便

令和元年 平日19便 土日祝12便(路線短縮)

: :

令和6年 平日12便 十日祝8便

#### 3 バス回転地整備による効果

- (1) 回転地の整備により、バスの待機と回転場所が確保され、折返し運行が可能となり運行効率が改善
- (2) 停留所設置によるバス路線の延伸により、これまで最寄りのバス停まで概ね200m以上離れていたバス停空白地帯が解消

#### 4 事業概要

- (1) バス回転地の概要
  - ・設置場所 秋田市牛島西四丁目地内(牛島清水町市営住宅敷地ほか)
  - · 設置面積 360 ㎡
  - ・供用開始 令和7年10月(予定)
- (2) 事業内容
  - ・バス回転地(アスファルト舗装)360㎡ ・バス停留所 1基
- (3) 事業費

工事費 (バス回転地整備)4,500千円補償費 (電柱支柱、支線移転)1,500千円合計6,000千円

#### 5 バス事業者との費用負担の考え

回転地の整備は、連携協定に基づくバス利用環境改善の取組として、市とバス事業者双方にメリットがあることから、工事費はそれぞれ1/2の負担とする。 市の使用許可により設置されている電柱支柱等の移転に伴う補償費は市が負担し、整備後の維持管理に要する費用はバス事業者が負担することとする。

工事費 補償費 合計

市 2,250千円 1,500千円 3,750千円

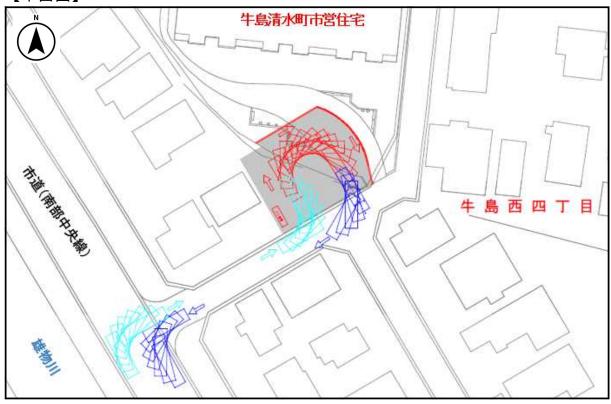
バス事業者 2,250千円 — 2,250千円(その他維持管理費)

# 6 計画図

# 【位置図】



# 【平面図】



予算決算委員会資料 令和7年3月6日 交 通 政 策 課

# 第4次秋田市公共交通政策ビジョン等策定経費について

#### 1 事業の目的

本市における総合的な都市交通のあり方を示した「第3次秋田市総合交通戦略」 と、戦略のうち公共交通のあり方に特化した「第3次秋田市公共交通政策ビジョン」が令和7年度末で計画期間終了となることから、次期計画を令和8年3月を 目途に策定しようとするものである。

また、計画に位置づけた取組のアクションプランであり、各種事業における国 庫補助等の要件となる、「(仮称) 秋田市公共交通利便増進実施計画」を策定する。

#### 2 事業費

16,790千円

### 3 事業の概要

- (1) 計画期間
  - · 第 4 次秋田市総合交通戦略

令和8年度~12年度(5年間)

- ・第4次秋田市公共交通政策ビジョン 令和8年度~12年度(5年間)
- · (仮称)秋田市公共交通利便増進実施計画 令和8年度~12年度(5年間)
- (2) 計画策定主体

秋田市地域公共交通協議会

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会)

- (3) 主な計画内容
  - ・現計画の進捗状況の整理、目標達成状況の検証
  - 社会情勢、環境の変化の把握
  - ・ 市民意識調査の実施
  - ・計画策定に向けた課題のとりまとめ
  - 基本的な方針、目標の策定
  - ・公共交通ネットワークの検討
  - ・計画における施策の検討

#### 4 スケジュール

令和7年5月~ 秋田市地域公共交通協議会開催(年4回程度)

8月 市民アンケート調査

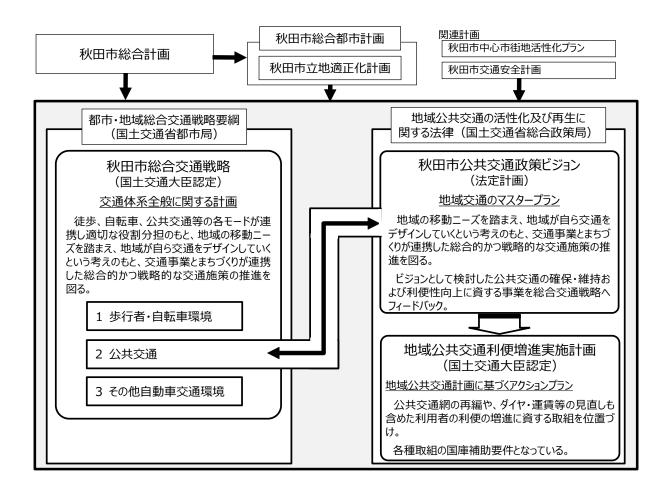
12月 11月市議会定例会建設委員会報告(計画素案)

令和8年1月 パブリックコメントの実施

3月 2月市議会定例会建設委員会報告(計画案)

計画の決定、公表

#### 5 計画の位置付け



#### 【参考】利便増進実施計画について

地域における公共交通ネットワークの再編を行う取組に加え、運賃・ダイヤ等の見直しも含め、利用者の利便の増進に資する取組を実施しようとする者等の同意のもとで作成するもの。

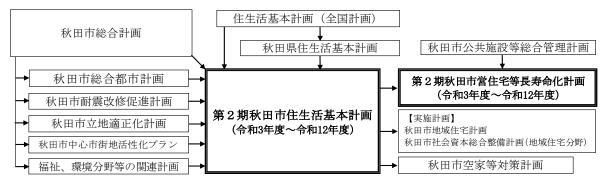
国土交通大臣の認定を得ることにより、再編路線に対する国庫補助の要件が緩和されるほか、停留所などの整備も補助対象になるなど、利便増進に向けた取組が有利に進められることになる。

#### 第2期秋田市住生活基本計画等改定経費について

#### 1 事業の目的

令和3年3月に策定した市民の住生活の安定確保および住環境向上の促進に関する施策の推進を目的とする「第2期秋田市住生活基本計画」ならびに市営住宅等の長寿命化に関する個別計画である「第2期秋田市営住宅等長寿命化計画」が計画期間の折り返しを迎えるため、住宅・土地統計調査等の統計データの分析や関連施策・成果指標等の進捗状況を検証するとともに計画内容の見直しを行う。

#### 2 計画の位置付け



# 3 計画の内容(事業費:11,192千円)

# (1) 第2期秋田市住生活基本計画

ア 計画期間 令和3年度から令和12年度まで

イー内容

本市住宅政策の基本指針となる計画

- ・住宅・住環境の現状や課題の整理
- 住生活の将来像と基本目標の整理
- ・推進施策の体系的な整理
- ・成果指標および公営住宅供給目標の整理等

#### (2) 第2期秋田市営住宅等長寿命化計画

ア 計画期間 令和3年度から令和12年度まで

イ 内容

市営住宅等の長寿命化や適正な供給に関する個別計画

- ・市営住宅等ストックの状況の整理
- ・長寿命化に関する基本方針の設定
- ・将来ストック量の推計および事業手法の選定
- ・事業実施一覧の作成およびライフサイクルコストの算出 等

#### 4 計画の見直し

現計画では、計画策定後5年程度で計画を見直しすることとしており、計画策定から5年が経過する令和8年3月の改定に向け、令和7年度中に改定業務を実施する。

#### 5 スケジュール

令和7年4月 秋田市住生活基本計画等改定委員会の設置 5月 委託業者選定(事後審査型一般競争入札)・事業着手

11月 計画素案作成

12月 11月定例会建設委員会報告(計画素案)

令和8年1月 パブリックコメント実施

3月 2月定例会建設委員会報告(計画案)

計画の改定および公表

予算決算委員会資料 令和7年3月6日 住 宅 政 策 課

# 特定空家等対策経費について

#### 1 経費の概要

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」 という。)に規定する特定空家等に認定し、助言指導している所有者に対 し、代執行を視野に入れた段階的措置などを新たに実施するもの

#### 2 経費の内訳

(1) 特定空家等に対する代執行等

10.904千円

法に基づき必要な措置を命ぜられた特定空家等の所有者等が、その措置 を履行しないなどのとき、行政代執行等に係る費用

(2) 秋田市空家等対策審議会の設置および運営 458千円

秋田市空家等対策計画全般の調査審議に加え、特定空家等の所有者等への命令および代執行について意見を聴くために設置する秋田市空家等対策 審議会(以下「審議会」という。)に関する費用

(3) 空き家の実態把握

369千円

空き家の実態を把握するため、町内会へアンケート調査を行う費用

- 3 特定空家等に対する代執行等(1件)
  - (1) 構造等 店舗併用住宅 木造 2 階建 約300㎡
  - (2) 特定空家等の状態
    - ア 建築物の老朽化が著しく、2階部分のほとんどが崩壊
    - イ 通行量の多い県道(バス路線、通学路)に隣接
    - ウ これ以上の老朽化の進行により、倒壊し交通障害等が生じる可能性が 極めて高いことから、保安上危険な特定空家等と判断
  - (3) 特定空家等の認定までの経緯

令和2年12月 近隣住民および町内会から通報

令和3年4月 建材の飛散落下防止に係る緊急安全措置を実施

令和6年8月 緊急安全措置を実施(2回目)

令和7年1月 法第22条第1項に基づき特定空家等に認定

(4) 事業スケジュール (予定)

4月 所有者への勧告

※ 固定資産税の住宅用地特例が適用除外(次年度から)

5~9月 命令に関し、審議会へ諮問・答申

所有者への命令

代執行に関し、審議会へ諮問・答申

10~12月 法第22条第9項に基づく代執行(解体工事)

#### (5) その他

代執行に要する費用は、国の空き家対策総合支援事業(補助率1/2)を 活用する。また、行政代執行法に基づき所有者に納付命令を行う。

# 公共土木施設災害復旧事業(山手台)について

#### 1 事業概要

令和5年7月豪雨による地すべり災害で被災した山手台地区の公共土木施設(道路: 市道上北手百崎2号線ほか1路線)について、令和6年11月に災害査定を実施し、公 共土木施設災害復旧事業として国から認められた。早期に本復旧工事を実施し、施設復 旧、安全確保を図るもの。

#### 2 事業費(令和7年度分)

工事請負費 103,267千円 本復旧工事費 (頭部排土工、杭工等)

委 託 料 8,800千円 先行工事の調査結果を反映した詳細設計等

そ の 他 1,110千円 需用費および旅費

合 計 113,177千円

#### (財源内訳)

特 定 財 源 67,641千円 公共土木施設災害復旧費負担金(補助率2/3)

32.200千円 公共十木施設災害復旧債

一般財源 13,336千円

合 計 113,177千円

# 3 継続費設定

本復旧工事費は、令和7年度から令和8年度まで継続費を設定する。

令和7年度 103,267千円

令和8年度 192,886千円

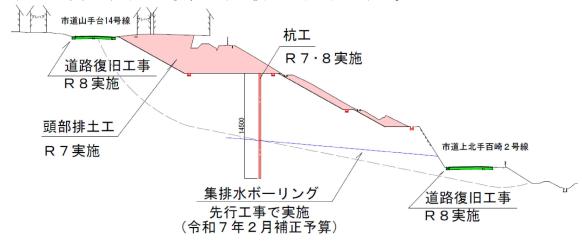
合 計 296,153千円

#### 4 本復旧工事の概要

先行工事(令和7年2月補正予算)終了後、国と協議を行い、方針決定後、速やかに 本復旧工事に着手する。

地すべり対策は先行工事としては集排水ボーリングを行い、令和7年度に頭部排土工、令和7・8年度に杭工を実施する。

地すべり対策が終了した後、道路の復旧工事を実施する。



# 5 事業スケジュール(予定)

令和7年5月 先行工事による擁壁調査

6月 国と協議

8月 本復旧工事仮契約

9月 本復旧工事契約 (議会承認後)

10月 本復旧工事着手

令和8年度末 本復旧工事完了、通行止め解除

